

本日の会議に付した事件

令和元年第2回山元町議会定例会（第4日目）

令和元年6月14日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第39号 町道の路線廃止について
- 日程第 3 議案第40号 町道の路線認定について
- 日程第 4 議案第31号 山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 山元町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 山元町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第35号 平成31年度 山元町消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約について
- 日程第 9 議案第36号 平成31年度 山元町坂元合同庁舎解体工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第37号 平成31年度 漁復第1号 漁港環境施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第38号 平成31年度 復興交付金事業 旧中浜小学校震災遺構保存整備工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第41号 令和元年度山元町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第42号 令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第43号 令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 委発第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第17 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、令和元年第2回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

12番青田和夫君から本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、10番高橋建夫君、11番橋元伸一君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

委員会提出議案の受理、議会運営委員会委員長から委発1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。委員会調査報告書及び継続調査申し出書等の受理、総務民生委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から閉会中の調査報告書、総務民生常任委員会委員長から視察研修報告書と各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申し出書が提出されましたので、その写しを配布しております。

閉会中の議員派遣、山元町議会会議規則第126条第1項の規定により議員を派遣しますので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告、亘理、名取共立衛生処理組合議員、亘理地区行政事務組合議会議員から、報告書が提出されましたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）ここで町長から本定例会第3日目、6月12日に行われた一般質問において、4番岩佐孝子君に対する補足説明をするため、発言の申し出がありましたので、許可します。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）貴重な時間を頂戴いたしました。よろしくお願ひいたします。

一昨日、岩佐孝子議員の一般質問における再質問の中で、前回、町長は今まで過疎から脱却した自治体はない。聞いたことがないと言っていたが、何年度まで脱却するのかとのくぐりがありました。この件について、今後のこともございますので、改めて事実関係を含めてですね、補足説明をさせていただきたいというふうに思います。

確かに、前回、29年12月の第4回議会定例会において、岩佐孝子議員から、過疎からの脱却年度の目安を問われた際に、回答として、先行して指定された過疎自治体の中で、私の記憶では、過疎から脱却できた。そういう宣言をできた。指定から外れたという市町村はないというふうに理解していると。そういう旨の発言をしております。この発言の趣旨については、現在のこの改正、過疎地域自立促進特別措置法が12年3月に制定され、12年度から施行されて、今日までの間にですね、過疎の指定解除を受けた市町村はないという、そういう事実に沿った記憶での発言だったということでございます。

第1次となる過疎法が議員立法によって昭和45年4月に制定されて以来、3度の延長を経て、現在も第4次過疎法に移行しておりますが、1次から3次までの間に、過疎の指定解除を受けた市町村は合わせて304団体となっております。その要因としては、高度経済成長期と人口増加社会という時代背景があろうかというふうに思います。平成17年を境にして、人口減少社会に突入した現在の過疎法とは時代背景が大きく異なるものとなっているところでございます。

さらには、以前、産建教育常任委員会のほうで視察研修に訪れた群馬県川場村につきましてはですね、現在の過疎法が施行される直前の平成12年3月末で指定を解除されておりますが、昭和46年に過疎の指定を受けてから、実に29年間を要したということでございます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で町長の発言を終わります。

この発言に対しての質疑、ご意見等は、議会先例28番により、質疑は行われないと

されておりますので、許可はできませんので、ご了承願います。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第39号、日程第3．議案第40号の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい。議案第39号町道の路線廃止について及び議案第40号町道の路線認定についてですが、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第39号でございますが、議案の概要につきましては、第2回議会定例会配布資料No.10をごらんください。

本議案は、道路改良による起終点の変更に伴い、現路線の廃止をするため、道路法の規定により議会の議決を要するため、提案するものでございます。

整理番号1、町道5107号、真庭千保田線、延長209.44メートル及び整理番号2、町道5145号、下郷新町西線、延長76.01メートル、合計285.45メートルの廃止について提案するものでございます。

2ページ目、路線廃止図をご覧ください。

廃止図の上①が5107号、真庭千保田線の路線図になります。

起点及び終点につきましては、記載のとおりでございます。

また、下の②が5145号、下郷新町西線の路線図になります。

起点及び終点については、記載のとおりとなります。

次に、議案第40号町道の路線認定についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第2回議会定例会配布資料No.11をごらんください。

本議案は、道路改良による起終点の変更等に伴う路線、常磐自動車道の側道並びに坂元川護岸改修により整備された路線を認定するに当たり、道路法の規定により議会の議決を要するため、提案するものでございます。

整理番号1、町道4281号、つばめの杜北線、延長990.00メートル。

整理番号2、町道5107号、真庭千保田線、延長536.00メートル、これは先ほど廃止について提案させていただいた路線の再認定になります。

次に、整理番号3、町道5154号、下郷新町西線、延長243.30メートル。

整理番号4、町道6208号、町東10号線、延長162.10メートル。

整理番号5、町道3213号、高瀬南山神線、延長385.00メートル。

合計2,316.40メートルの認定について提案するものでございます。

2ページ目をごらんください。

認定路線図1とありますが、こちらの上の図が整理番号1、つばめの杜北線の路線図になります。起点、終点は記載のとおりでございます。

この下、②は、整理番号2、5107号真庭千保田線の路線図になります。起点、終点は記載のとおりでございます。

次に、3ページ目をごらんください。

認定路線図2とありますが、こちらの上の図面が下郷新町西線の路線図であり、起点、終点は記載のとおりでございます。

同じページの下が町東10号線の路線図になりまして、起点、終点は記載のとおりでございます。

次に、4ページ目をご覧ください。

認定路線3と書いてあるページになります。

こちらが整理番号5、高瀬南山神線の路線図になります。起点及び終点につきましては記載のとおりとなります。

以上で議案第39号、40号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。第40号の中の整理番号1番、つばめの杜北線なんですけれども、これにつきましては、線路の下からですけれども、山下の町に入っていくわけですよ。その後の全体での設計というか、計画はあるんでしょうか。お尋ねします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。この周辺のまちづくりの趣旨という趣旨でよろしいでしょうか。はい、あのこちらの路線につきましてはですね、一般質問のほうで町長のほうが申しておりましたように、今後の山下停車場線とその今回認定させていただきますつばめの杜北線、この間の地区のですね、将来の利用を想定した路線となっております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今後の計画を踏まえてということなんですけれども、このまま真っすぐ突っ切ると、山下の町の中に入るわけですよ。それをどういうふうな形で今度は避難道路とか、何かということ考えたときに、どういうふうにして整理していくのか、どのような計画として路線を考えていくのかについてお尋ねします。ご回答願います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。今お話のありました件については、この町の中に入る部分ということはやはり今家が建っている部分でございますので、具体的にここをこのようにつないでいくという計画が現在あるわけではございません。まず、今後ですね、この今回計画している部分について、固めた後に、今後そこをどのようにつなぐのか、つながらないのか、そういったことに関しても、今後の課題であると認識しております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。はい、これからということなんですけれども、まちづくりの都市計画マスタープランなり何なりがあって、その中で審議をして、こういうふうな計画を出すものだと私は思うんです。そういうことからしたらば、この町の中の付近まで持って行って、そこからどういうふうにしていくかということも踏まえながらやはりこういうふうな認定なり、何なりというのを出すべきではないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の路線認定については、一般質問でもお答えしましたとおりですね、駅を中心とした拠点形成をですね、さらに強化していくと、周辺の市街化調整区域、もう既に一部宅地としての利用が進んでいる区域でございますので、その利用のですね、誘導を図り、ための基盤整備をしていくんだと、宅地、道路をそのために整備するんだというふうなことでございまして、避難道路、例えばですよ、議員ご指摘の避難道路を意識してということになれば、それはまた別な経路でですね、この周知徹底というものがなくなってこようかなというふうに思います。

先ほどのご質問の趣旨を咀嚼しますと、その先の比較的狭隘な部分もどうするんだというふうな意味合いもあるのかなというふうに思いますけれども、現在の町の考え方と

しては、密集エリアをそこにその一定の幅といいますか、そういうふうな道路整備までというのはなかなか現実難しいのかなというふうに思っております。イメージしていただくとすれば、その国道からですね、山下神社の水路のほう、七十七銀行のほうにおいていく道路ございますね。あそこは、側溝に蓋をかけて道幅を広げました。そしてまた、その後最近その東側ですか、平田自転車屋さんの用地ご協力を得て、あそこも若干の拡幅をしておりますけれども、その程度のイメージは持てますけれども、いわゆる家屋の立ち退き補償までですね、想定したその先の整備改良というのは、現段階ではなかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。新市街地を形成するというのは、理解はできます。でも、旧市街地をも守る必要性があるということから、私は、この辺はもう少し綿密な計画のもとに、こういうふうなものを出すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まちづくりというものはですね、議員も篤にご案内のとおり、時間のかかる中で取り組んできております。今までのまちづくりがどうであったのかというのが基本的にベースにあるわけでございますので、今確かにそれはそれとしてその上に立って、今後どうすべきかということ大事な視点でございますけれども、町の財政規模等々を考えますとですね、それはある意味現実的に立てばなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、まず、そういう問題意識を持ちながらも、その要所要所、地権者の温かいご理解を得る中でですね、先ほどご紹介したような重だったところを、これといったところをですね、若干でも利便性の向上につながるような補修なり改修を進めていくことが肝要かなというふうに思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。利便性というところであれば、それは考える必要性はあるとは思いますが、もう少し将来的な、この道路を建設するとすれば、計画立案をし、そして実施までには最低でも5年、10年ってかかっているような気がしてなりません。そういうことを考えたならば、これから30年後、50年後を見据えたものとしての取り組みが必要ではないかと思われませんが、その辺について申し上げ、私の質疑とします。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。1つは、廃止のほうについてなんですが、これちょっと確認という形なんですけれども、この上のほう真庭千保田線、これ町道廃止だから、認定されていたということなんだけれども、ちょっとイメージ的に沸いてこないんです。このこれは町道としていつ認定されたのか、あと根本的な全体につながる話だから、そのこのところも確認したいんだけれども、この認定というのは一体誰が決めるのかということもあわせて、お尋ねいたします。

建設課長（佐藤誠君）はい、議長。今お話しのありました町道の認定の時期でございますけれども、済みませんちょっと手元に資料ございませんので、今明確な時期としてはお答えできません。

次にですね、認定の手順についてでございますけれども、道路法の中で、議会の議決を受けて認定するというふうに規定されており、そういった手順でこれまで認定を進めてきたものと認識しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、誰が起案するのかというね、町が、町から出されたものを議会が議決でねというのはわかるんだけれども、その一番最初のこの発端、誰がこの道路を町道として認定するのかと。だって、あの現状を見たらさ、あそこをどこから

どう見たってあぜ道なんだよね。それを廃止、だから、町道として認定したから廃止するんだろうけれども、その辺の関係がわからないとね。わからないというというか、その辺の疑問があるんですけれども、その辺についてとりあえずわからないんだったらちょっとあいづなんだけど……。

議長（阿部 均君）認定までの庁舎内での工程といいますか、どのような手順を踏んで議案として提案されるのかということだと思います。そうでしょう。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。認定に至るまでの手順、経緯としては何パターンかあるかとは思いますが、一番わかりやすいパターンとしては、先ほど議論に上がりましたつばめの杜北線においてですね、新たにここを整備するという意思をもって認定するというパターンは1つございます。

あとほかにですね、農道として認定していたものを現地の利用状況等を勘案して、町道として一般の交通に供することが適切であると判断して認定する場合等もございます。

あと、そうですね、ほかにはほかの事業による工事、例えば近くでいいますと常磐道の整備とかですかね、そういったときに付け替え道路、既存の道路の付け替えとして整備されたものですね、立派になって結果的に利用者がふえたことによって、そういったものを追加で認定するというパターンもあると認識しております。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。今、いろいろしゃべったわけなんですけど、この路線については、そのどれに当たると受けとめればいいんですか。

議長（阿部 均君）今遠藤議員の質疑はですね、どのような、いろいろ大きな道路ができた、あとは鉄道ができたとか、付け替えとか、いろいろありますけれども……。（「その理由ね。これについてはどれに当てはまるかという、非常に素朴な疑問です」の声あり）どれに当てはまるか。はい、わかりました。どれに当てはまるかということ。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ちょっとこれももとの真庭千保田線がどのパターンに当てはまるのかということとございますけれども、ちょっと済みません。先ほどお話ししましたように、まず、この認定時期が今手元に資料がないということと、あとそれを調べて確認すると、その時期に周囲でどういったことが行われていたのかということから推定することになるかと思うんですけれども、ちょっと今この場でお答えすることはちょっと正直難しいと思います。時間をいただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことで提案されても困るんですが、というのとは、これ次に結びつくね、話に、次行って今度新設ね。につながる話です。その前に、ここの部分だけでもう1回確認しますと、じゃあ町道ってどういう、町道の規定ってどういうふうな受けとめればいいのか。例えば、あそこを我々はあぜ道、あぜ道というんだよ、普通。普通の大型が通れないのは町道として認めませんよとか、素人考えなんです。というのが多分あるかと思うんだけど、全くねえんだったらねえでいいんだけど、その辺の規定ってあれば、お伝え願えれば。

議長（阿部 均君）当然農道と町道が主な部分だと思いますけれども、その農道と町道の違いといいますか、そういうふうな部分について。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。基本的な考え方といたしましては、一般的な交通の用に供して、かつ必要以上の幅員ですとか、カーブのきつさですとか、そういったものを満たすものと町道として認定しており、農道に関しましては、基本的には耕作用等に供するも

のを農道として認定するものと認識しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。納得のいく理解できる答弁になっていないんですけれども、町道というのは当然そのね、交付税交付の対象となるものだし、それなりのためにはちゃんとそれなりの姿、格好をしなくちゃならないと思うんですよ。そのためにいくばくかでもね、交付金もおりてくる。それは利用させるために、利用しているからということで、交付金もおりてきているということになったと思うんだけど、どうもあの姿形を見るとね、私はこれまであそこをずっとあぜ道って、見たことあるべ、という認識しかないの。だから、ここを通ってうまくないのかという、通ってもおっかないしね、危険でもあるしね、ちょっとした大きな車だったら、どっちかさひっくり返っていくというようなね。だから、その町道の規定って、ちゃんと定められているのかというね、ことの確認なんですよ。

そして、ここにあんまり長くあれしてもあれなんだけれども、しかしながら町道として認定されて、その経緯についてはわからないということだけれども、だから、一番最初にね、町道って簡単にこの決められるものなのか。逆な考えするとだよ、もうどうでもいいような道路もね、町道として認定してしまえば、そしてそれを議会が認めれば、こういうな道路でも町道としてなる可能性、ことが考えられる。そしてそのことによって、交付金の対象になるということになると、国をこういう表現を使いたくないから、使わないけれどもね。そういうこともあるわけです。だから、そういう意味でね、そういう意味でこの町道を認定するか、町だけの判断でいいのかね。国がそれを見て、ああこれはちゃんと町道として認められるよということで、という経緯によって決められるものか。答えやすい質問にしていますけれどもね。交付税の交付金の対象とするためには、メーターと幅と面積と、あるということになるわけだけれども、これはどういうふうな計算になっているか。ちょっと確認します。だからどこからどこまでがあそこ、あの表面だけで見るとさ、どこからどこまでがその町の町道、公用というのか、公共の公用の分というふうに見るのか。その辺はどういうふうな位置づけというかね、受けとめなのか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。町道、今回の場合ですね、町道認定と廃止ということになりますけれども、合計すれば町道の部分がふえるということになりますので、基準財政需要額、普通交付税の算定におけるですね基準材需要額が増加するということになると考えております。土木費の中の道路橋りょう費、こちらの算定の基礎の部分になりますけれども、道路につきましては、面積、延長、これが算定の基礎ということで計算されるということで認識しております。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、その際にね、あそこについてはね、面積をどういうふうに算出しているのかね。積算しているのか。メーターをどこまで、どこからどこまで、メーターはわかるけれども、面積だね。面積も大きな基礎になっている今もね、示されました。その際、あの道路については認定するんですから、5107号というふうに、認定した以上、その背景というか、その数値は明確になっていると思うんだよね。その積み重ねが全町、町の紹介というかね、山元町は全長町道全町270キロとか90キロとかね、面積は何ぼあるとかというふうに示されているけれども、その中にもし入っているのであれば、当然その部分というのは、どんな規格になっているのかというこ

とになるわけだけれども、ただ、これもね、いつまでもいつまでもあるとね、一々さかのぼって調べなくてねえということになるんだけれども、だけれども、それもおかしいと思うんだ。これは、おかしい、それはどこまであいづすつかというの、皆さんの答えの中からあれするけれどもね。今度これがさらに今度新設につながっていくわけだからね。どういうこと等を考えるならば、そのためにこっちが廃止するという事だからね。大きな事業の目的に向かっての事業なんだから、住民にね、とりわけ周りの地権者、地域住民にわかりやすい形で提案されないと、我々はね、このぶんは、はっきり言って大したことないと思うよ、ここの部分だけを見ればだよ。だけれども全体の事業を考えたときに、やっぱりここを一旦認めると、そこさ全部つながっていくんだから、全部が賛成しなくちゃならないというくらい大きな事業なんです。

今、岩佐孝子議員がね、言いました、別な部分でね。あれだって逆ですよ、進め方、その辺の周辺のまちづくりの計画を示して、それを成立させるうえで、ここの道路を拡張しなくちゃならない。整備しなくちゃならないというような取り組み方に行くと思うんです。ちょっと話が広がっけども似通っているから。

そして、その基本をなしているのが都市計画なんですね。都市計画ってこういうまちづくりをこの辺の地域をこのようにつくりますよと。そのために必要な道路整備として、ここを考えますというようなことで、こういう事業が前に進んでいくものと受けとめていたんですけれども、その前の部分はいいんですけれどもね。

ということからすると考え方がね、非常にこう甘いといいますかね、我々に提案する以上は、どういったその質疑にも答えられるような、質疑した疑問にも答えられるような形で提案をしていただかないと、私たちはこれまでもこういうこと何回もありました。そのたんびにこのこういう形でね、確認しているんですけれども、その辺の大いに疑問があるということで、ここらその部分にはとどめておきます。

あの万が一ね、調べた結果、ここ、町道にちゃんと認めているんだから、ちゃんと基礎資料、その基礎資料については、いずれこの場でなくていいですから、示していただきたい。まず、それは要求しておきます。

この話になったので、引き続きですね、今度新設路線、認定路線、路線認定について、今と同じつながる部分、町道5107号真庭千保田線について確認します。

このこれ、この前この資料をいただいて、見て初めてびっくりしたんですが、これも大きな新設で、大きな事業改良何も、どのくらいするんですか。この部分についてはですね、理由が示されているわけですが、3点理由を示しているんですが、この3点理由のうちのどこに当たるのか確認します。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。こちらの認定に関しましては、理由の最初に記載しております道路改良による起終点の変更等に伴う路線が該当しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、道路改良ということ、この場合には道路のないところに道路をつくるんだから、道路改良ということに当たるのかどうか。こいつだけ表面上のね考え方でいいんだげんとも、その際ね、道路をつくるここの部分についてはね、その際の事業計画というのがあるんですか。道路の事業計画というかね。さっきの話と似たりよったりになるんだけれども、こういうことがあって、ここに道路を新設しますよと。その辺の計画を示してください。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。はい、この路線についてはですね、ここだけ見るとちょっと

話がわかりづらくなってしまいうんですけれども、もともとこの国道6号線の交差点の東側にはですね、新浜諏訪原線が接続する計画となっております。そして、この北側にはですね、5差路ですか6差路ですか、あの変則交差点がございまして、そこが非常に交通に支障をきたす場所となっております。そういった背景がございまして、新浜諏訪原線が東側に来る場所にですね、西側からこの真庭千保田線を線はあくまでも仮定でございましてけれども、この位置にですね、接続いたしまして、北側の変則交差点への車の流入を減らすということと、あと西側からのですね、国道6号線のスムーズなアクセスを確保するという目的からこの路線を計画しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だからそこをちゃんと文書で示していただきたい。新浜諏訪原線からね、関係しているわけですよ。ということであるならばなおのことね、あそこは避難路として整備しているわけですね。その抜け道としてということでのあれだったし、あそこがそもそも新浜諏訪原線をあなたにないときだったからね、この話を聞いてもあれなんだけれども、交通安全上もね、大きな問題点としていろいろ議論が上がったところなんです。あとは避難路として位置づけただことについて、やっぱり抜け道がないということで、そういう話がありました。とかね。その部分についてはそれに応えるような多分その道路ということになるんでしょうけれども、であるならば、もうこの路線、こういうふうにするって決めたんべは、町としてね。ここまで、この辺のね、そして新浜諏訪原線の議論を進めていただくのに地域住民との話、理解が十分かというところに対しては、十分なその回答はなかったんです。議論上ね、議論つつうか議会のね。

そして、そこでそういうことも大きな問題になったんだけど、最終的に通ってしまった。通ったと。通ったことによって事業が進んできたという経緯なんですよ。という問題を経験しているときに、したときに、同じようなね、取り組みで、地権者にこれお話をしていますか、こういうことを。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。はい、そうです。あの地権者の方々に直接はまだ説明はいたしておりません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この田んぼはね、いつの時代かわからないけれども、ちゃんと立派に整備してね、優良田んぼにして、そしていっぱいお米とれるようにということで整備したところなんですよ。そこにこれを通す。この1枚物だけ見るとね、全く分断される。せつかく大きくしたものをね、分断されるからね。この一団が1地権者のものかどうかというのは確認を得ていないからあれなんだけれども、いずれにしてもこの優良にしたものを大きく分断するということを町が力でこれを進めようという、そうした場合に、当然ね、その問題を想定しなくちゃならない。やるんだったらね。やるにしても、事前にこの線を決める前に、こうしたいんだという話は絶対なくちゃならないと思うんですが、そういった進め方について町長いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回のこの路線認定、あるいはその事業計画の進め方についてはですね、いろいろ予定される事業費の確保、調整という部分が県との関係がございましてですので、その関係も含めて担当課長のほうから補足させていただきたいというふうに思います。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。あの本来であればですね、確かに議員おっしゃるとおりですね、まず地元とですね、議会のほうにですね、計画についてご説明をした上でですね、こういったものを提案させていただくべきかと思います。思いますけれども、ちょっと

ですね、その辺につきましては、タイミングが、タイミングを逸してしまったことは事実でございますが、今後ですね、こちらの先ほど話が出た新浜諏訪原線の計画を含めてですね、議会の皆様及び地元地権者の方々に早急に説明を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。でもね、地域住民に説明する。地権者に説明するというのは当り前の話なんだけれども、決まってからね、もう一方的にね、もうこういうなぐしたからよろしく何とかお願いしますお願いしますってねいう話になるわけね。そうするとね、もう公権力でそういった、これ公共事業ですからね、公共事業がそういうふうに地域住民を苦しめていいものかということにつながるわけです。非常にこれ重大な深刻な問題なんですよ、議会の議員の皆さんもよくこう考えてほしいんですけども、そういう問題をね、そしてもうこの後の話、あと事後報告事後報告事後報告でもう決まったんだから何とか何とかということね、というのをもう目に見えている。だってもう反対したって1人が反対したってね、もう公権力、あとはここをね、何だ指定とか、実際はないところをつくるというかね、あと今はやりのですね、強制執行とかね、というふうな話にまで発展していくような話なんですよ、そうするともう一旦こう決めてしまえば、多分強制執行の対象になって、そしてその路線というかね、取り組みの中でそういうことが可能になる。まだそれが決まっていなければね、強制執行とか何とかというのは生まれてこない話なんだけれども、決めてしまったらそういう話にもつながってくると思うんですが、というふうになると、地権者はもうああもうしゃないわな、強制執行されるだけはって、少しでもというね、いい条件の中でとかっていうようなことで町民を追い込んでいくその手法になるというね取り組み方ってね、これ公共がね、やっていい事業の進め方かどうかというのを非常に、大いにこの疑問が大きく残るんですけども、これ本当にそういう考え、考え方の問題ですから、町長、どうですか、こういう進め方というのは。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。はい、失礼いたしました。確かに議員ご懸念のようなですね、最終的な形というものもございまして、やはり公共事業を推進する際には、できるだけその地元、あるいは地権者の方々へのですね、説明、理解を求めながら進めるべきというのが、これは一般的にそのとおりでろうというふうには思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、それは当然のことだと。ただ、その説明がね、決めてしまってから説明になるのか、まだ決める前の説明なのかということなんです。今これ通してしまえば、もう決めてしまってから説明ということになります。そうすると、住民のほうはもう決まったものだからという、泣く泣くこのね、美田を持っていかれるというふうになるんですよ。いつの時点での説明にするんですか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。現段階では、この議会での議決を頂戴できれば、お盆前までにはですね、そういう説明会を開催をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。議会の責任にするんですか。こういうね、判断できないような中途半端な形で議会にね、提案されて、そしてこの議会はね、どうなるかわかりませんが、通ったら今度議会の責任になるんですよ。提案する前に、提案者がね、もう少しその辺で、我々もこのちょうど中途半端な状態でね、これを認めるかということ、なかなか判断に苦慮します。そういう問題がね、想定できるときにね。こういう中途半端なね、

提案の中で、議員の皆さんの判断がどうなるかわからないんですけども、私はこれは認められない内容というふうに、私自身は議員活動、議員もその町民に責任を持つという立場からするならば、そういうところでのそういう立場で判断するという事になれば、これについてはちょっと認められない。あるいはその上のほうもね、住民、先ほどと同じような話なんだ、上というか、さっき出てきたつばめの杜北線のものもですね。住民に何ら示さない中で、ぼんともうつくってしまうと、ここね。ここをなんぼ……、ちょっと話いろいろ飛ぶとあれだからね。

とにかく地域住民に、事前に説明をする必要があるというふうな強調をする中で、上のほうもやっぱりもう決める前に地域住民に、全体像を示した中で提案すべきだというふうに思える内容の提起なんです。こういうことを公共がやっていいものかどうか、私は地域住民への説明はですね、決める前に、これを決める前にすべきだというふうに考えるんですが、そういう立場には立てませんか。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。極力先ほどお答えしたように、地権者、周辺の皆様へのですね、説明をした上でというふうなですね、そういうセオリー的なものを重視しながらですね、進めていくことが大切だというふうに思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。決める前の説明はしないということですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今後についてはそういう形でですね、進めるような方向でさらに努力してまいりたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。明確にお答えください。町長は、これ決める前の説明はしないんですね。決める前ってそうですね。決める前というのは具体的にきょうね、この部分についてはね、提案、除いてそして提起するというような考えはないんですね。だから、決める前が決まった場合に説明するという気持ちはない、考えはないんですねということの確認です。あるなしで答えていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の件についてはこの形でぜひご理解をいただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。強行突破という話でした。誰がね、議員の皆さんも少し考えてほしいんですけども、地権者に話もしない、説明もしない、何もしない、そしてこの路線がどこまでだということも示さないでね、まず議会で決めてしまうんですよ。ということになるんです。そういうことが許されていていいのかどうか、私は大きく聞きたいと思います。

ということで、今度さらにでなくて、また前に戻るとね、この路線をね、誰が決めたんですか。こういう、この起点終点、この終点がここで示されているんだな。起点終点、終点が名生前というの、63ということだけれども。これはどういう区間で、どういう理由で、根拠でここにタッチするというふうになったのか、その辺の経緯を、そういう経緯も示さないでね、そして認めろなんていうね、こんな何というかそういう言葉を使ってね、我々にだってね判断する参加する大いに場面ですよ。そして、悪い道路でない、悪い道路って俺言っていないからね。全然言っていない。ただ、これを有効にね、本当に避難路として将来のね、するときに我々にだって、この考えられる、一緒に参加できる場面が産建常任委員会であったかどうかというのがあれば、ちょっと失礼な話になるんですけども、戻って、どういう経緯でここに決まったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長、まだ日も浅い関係もございますので、私で一定の説

明をさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど議員のほうからも出ましたように、この新浜諏訪原線、避難道路としての位置づけで、新設路線として整備してきているというようなことをごさいます、国道にタッチする部分というのはですね、この役場庁舎の前の道路を見ていただくとわかるとおり、新市街地からその交差点を経て、この役場庁舎の西端のほうまで一定の整備をしておりますけれども、今回の諏訪原線についてもですね、いわゆるこの簡単にT字路というのではなくて、先ほど確認された北のほうが町道になっているというふうなこともございまして、T字路からさらに町道のほうまで一定区間まではですね、この避難道路整備、交付金事業の中で、整備がされるというそういう範囲になります。ということは、一定程度その今の現道、この大きい町道が現道にはなっておきませんが、そこが一定の幅で整備されるということの機会を捉えて、その先のこの町道真庭線に接続するまでそれを延長し、なおかつ避難道路という性格を考えれば、一定の法線、直進線をもって、この町道真庭千保田線という形で資料のほうにお示ししているようなですね、大まかなルートを確認できればと。そうすることがこの体育センターに入る変則交差点の車の流れ、あるいは町民グラウンドの利活用、山元支援学校の利活用、町営住宅、あるいは福祉施設等々がございまして、その辺の利用も含めると、こういうふうな形が一番望ましいのかなということをごさいます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう理由、根拠についてはね、そういうことかということを受けとめておきますが、こういうね、重要なね、重大な大きな事業というふうな受けとめるわけですが、今の町長だけの考えなのかね。あるいは一定のね、機関、町の機関としての意思決定機関としての中から確認された路線、最終路線経路なのか、その辺について確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この種の事業の取り扱いについては、担当課のほうで吟味をしてですね、担当課のほうで十分な吟味をした上で、予算の査定というふうな最終関門がございましてけれども、当然、予算査定の前にはですね、副町長なり、私なり入った中で議論を尽くし、その上で改めて予算の査定に計上するというのがこれは一般的な流れでございまして、でまた、その途上においてはですね、この法線なり、国道との接続の関係もございまして、必要に応じて国なり、県とも協議、相談を重ねて、その感触も踏まえながら、最終的な予算査定の場で決定されるというふうな流れになるというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。しかるべき部分でちゃんと手続上間違いなく進めてきたという今のお話ですが、そうしたいろいろ吟味しながらやってきたということですが、この地権者との関係とか、この土地のね、関係とかというのは、その吟味した検討の中で、その辺はどのように検討したのかね。当然そのこともね、路線を認める場合で、そのことも議論に、対象にしなくちゃならない、まずは最初にしなくちゃならない課題かと思うんですが、吟味されたところでは、この辺の吟味はどうだったのか確認します。課長、知っている限りでいい。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。まずですね、今回の提案におきましては、起終点を示させていただいておりますけれども、起点、町長が申しましたように、このようなできるだけ真っすぐな形でやると起終点は、このぐらいになるだろうというところで決めております。それで、法線です。大まかな法線の形ですとか、幅員に関しましては検討されてお

りますけれども、その地権者の関係の調整等はですね、そこまでは行われていなかったというところが現状でございます。ただし、今回はあくまで路線として提案、路線認定図でこのように実線が入ってしまっているの、これで線形は決定したいという意思に受け取られてしまうかと思うんですけども、あくまで今回お願いしているのは、起点と終点の設定ということで、この線形につきましてもですね、今後地元との調整の中でですね、今後さらに吟味していく必要があるであろうと認識していることは申し添えておきます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あくまでただこう線を決めただけだというね、今そういうふうを受けとめたんだけど、あなたの発言、表現でね。そこで吟味って今吟味してね、検討してきたということだから、相当深い検討をしてね、例えばだよ、土地買うんだから、人の土地とつけえすんだから、そしたらその幅で、あと当然さっきも言った町道認定というかね、町道の規格も当然、しかもここは避難路として位置づけているんだったら、相当な幅のね面積のことを想定した中で進めていかなければ、取り組んでいかなくちやならない事業なんです。幅が広がれば広がるほどこの優良農地が持っていられるという結果になるんです。そういうことを考えたときに、なおのこと地権者とね、十分な話し合い、理解を得るような話を進めた中で同時並行でいいですよ、それは。決まれば。だけれどもなるべくその、なるべくって、できるだけその地権者のね、理解を得た中で、最終的に強制執行をかけようともですよ、そういう中で取り組まなくちやならない非常にこのデリケートな事業なんです、最初から。が含まれている事業なんです。その取り組み方がね、もう全く逆だと。もうこれでもかこれでもかとね、力で前に進んでいくようなやり方で、いや、実際そうですよ。もう闊朗的に地権者に行って話をするんだから、もうこれは決まりましたって。どうか認めてくださいと。そのときはてい身低頭ね。という形だけはそういう形になると思うけれども、ということをお願いするようなね、誠意を見せながらということになるんだけど、事後報告ですよ。

地権者にだって、田んぼを持っている人にだって将来の計画あります。この田んぼから何ぼとってね、そしてあれする。もし、そういう途中で、そういう話が来たときに、ああこの農家の人もそれに合った事業計画を立てなくちやならない。この分ねぐなったらば、この分をどこかで求めるかね。あるいは俺もう将来的につくはないから、別な形で対応するとかね。人生の問題ですよ。人の生き死にの問題ですよ、この問題は。それをあなたたちは力で押し通そうとしているんですよ。決めてもらって決めてから話をするというそこはもう明確でね、ここで決めるということを行っているんだから。そういう今現実なんです。せめて、せめてもし、決めてから説明すると言うのであれば、当然吟味しているんだから、その事業計画というのもちろんと綿密なものがあるかと思うんです。あった中で、こういう我々に提起していると考え。ただ、今これから考えるなんていうね、もうねもってのほかですよ、それ。もう一旦決めてもらったらね、最初は2メートルぐらいの幅でって住民に説明しておいて、もう決まってからは、今度いきなりもう10メートル、20メートルのということも十分に考えられるんですよ、我々のね、そういう進め方をされれば。

あるかないかだけ確認します。そういった事業計画が。あるかないかでのいいので。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。現在決まっている事項といたしましては、幅員です。基本的な幅員とあと先ほど町長が申しましたように、どことどこを結んで交通のネットワー

クをつくっていくのか、この2点は決まっていると認識しております。

議長（阿部 均君）あの時間で、休憩をとりたいんですけれども。

この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大変お時間をとらせておまして、申しわけございません。

今回のこの議案第39号町道の路線の廃止について及び議案第40号の町道の路線認定につきましては、前段の議論を踏まえさせていただきましてですね、今回は取り下げという形にさせていただきまして、改めて必要な調整をした上でですね、できるだけ早くご審議をいただけるように努めてまいりたいというふうに思いますので、何とぞご理解賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）議案第39号、議案第40号については、執行部から撤回というお話しでございますので、この件は終了いたします。

建設課長、所用のため退席いたします。そのかわり班長が代理で説明員として出席しますので、ご了解を賜りたいと思います。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第31号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第31号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.2、議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

1の改正内容でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律において、選挙長等の費用弁償額が改正されたことから、法に準拠し定めております本町の選挙長等の報酬額について改正するものでありまして、この表に記載のとおり、1日の報酬額を100円ないし200円増額するものであります。

議案書の最終ページの新旧対照表のほうをごらんください。

今回の改正では、日額単価をそれぞれ規定する形を改めまして、報酬の額の規定を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に規定する額とさせていただき改定いたしました。これにより、今後、この法律で単価の改正が行われた場合でも、その都度改正しなくても済むようにしたものでございます。

概要にお戻りください。

2の施行期日でございますが、公布の日とし、来月執行予定でございます参議院議員通常選挙から適用できるようお願いするものであります。

以上、議案第31号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第31号山元町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第32号山元町手数料条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.3、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

1の改正内容でございますが、この法律におきまして、「工業標準化法」の法律名が「産業標準化法」に改正され、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められることから、当該名称を引用している箇所を改正するものであります。

議案書の最終ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

当該条例の別表の中に、3カ所ほど日本工業規格を引用している箇所がありましたので、3カ所とも日本産業規格と改めるものでございます。

概要書にお戻りください。

2の施行期日でございますが、改正法の施行期日であります令和元年7月1日施行とするものであります。

以上、議案第32号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第32号山元町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第33号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（佐藤繁樹君）はい、議長。それでは、議案第33号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例議案の概要で説明しますので、配布資料No.4をお手元にご準備願います。

まず、提案理由ですが、国が東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援を延長したことから、所要の改正を行うものです。

改正内容ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域などから山元町に転入し、国民健康保険に加入したものの国民健康保険税減免措置を1年延長するものになります。

なお、減免の要件及び減免割合は表に記載のとおりです。

また、参考までに、平成30年度の減免世帯は10世帯で、減免の総額は48万円になります。

施行期日等ですが、公布の日から施行しまして、令和元年度の課税に適用するものになります。

以上が議案第33号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第33号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第34号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第34号山元町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の配布資料No.5、条例議案の概要によりご説明いたしますので、あわせてお手元にご準備いただきますようお願いいたします。

提案理由についてです。こちら介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

改正内容についてですが、こちら平成27年4月1日に施行された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減強化を図る仕組みが構築されたことにより、平成27年度の介護保険料から第1段階の被保険者を対象に、軽減強化を実施してきております。このたびの政令等の施行に伴って、ことし10月に実施される消費税率10%への引き上げに合わせて、さらなる介護保険料の軽減強化が図られたことにより、令和元年度、今年度の介護保険料から第1段階の被保険者に係る軽減幅の拡大並びに第2段階及び第3段階の被保険者に対しても軽減対象枠を拡大するものでございます。

次に、こちらの概要のですね、下段の表をご覧ください。

本町の介護保険料の年間賦課額については、第1段階から第9段階までの所得段階で設定しておりますが、こちらの表につきましては、今回、保険料の軽減幅が拡大される第1段階から第3段階の保険料のみの記載としてございます。

まず初めに、第1段階の保険料についてですが、改正前の軽減割合が保険料基準年額に対する0.45でございますので、保険料基準年額の6万6,000円にこの0.45を乗じた保険料年額については、2万9,700円、同様に、改正後については、軽減割合が0.375となりますので、保険料基準年額の6万6,000円にこの0.375を乗じて結果金額については2万4,750円、金額によって2万9,700円から2万4,750円に変更となる改正でございます。

また、同様に、第2段階については、改正前の軽減割合が0.75であったものが改正後は0.625、第3段階については、改正前が0.75であったものが、改正後は0.725、それぞれ4万9,500円から4万1,250円に、4万9,500円から4万7,850円となる改正でございます。

なお、今回の軽減幅拡大によつての、介護保険事業における影響につきましては、令和元年度の介護保険特別会計補正予算（第1号）により、今議会に同時にご提案申し上げているところでございますが、第1段階で被保険者数、約見込みですが、640名に

影響すると見込んでおります。金額は311万2,000円の減。

第2段階の被保険者の見込みとしては、約360名、金額は302万6,000円程度、第3段階では、約400名で65万6,000円、それぞれの減額を見込んでおります。

なお、これらの減額となった財源の手当てについては、国庫補助金等により手当てされることになってございます。

施行の期日です。こちら今年度からの7月の賦課に合わせて実施したいと考えておりますので、公布の日からというふうにお問い合わせとなります。

以上、議案第34号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい。あの今財源のことについて説明あったんだけど、国からね。町は一切この分についてはその対象にならないのかどうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらは国庫補助金、財源の内訳なんですけど、今回の減額になる部分、約670万円程度になるんですけど、そちらの約半分が国庫補助金で入ってきます。あと残った半分のうちの2分の1、いわゆる4分の1については、県から入ってきます。あと残りの4分の1は一般会計、町のほうの一般会計からの持ち出しになりまして、この670万円の原資に関しては、一般会計からこちらの介護会計のほうに繰り入れをいただいて、その分の経費の負担を財源の構成を充てるということになります。

以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい。確認なんですけど、介護会計そのものには影響はないということですよね。はい、わかりました。了解。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第34号山元町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 8．議案第 35 号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第 35 号平成 31 年度 山元町消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約についてをご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料 No. 6、議案の概要によりご説明いたします。

提案理由でございますが、消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を要するので、提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

- 1、契約の目的は、記載のとおりでございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札で、指名業者数は 5 者でございます。
- 3、契約金額は、一、金 1, 156 万 5, 250 円、消費税を含みます。なお、落札率は 96.43 パーセントでした。
- 4、契約の相手方は、日本防災工業株式会社仙台営業所でございます。
- 5、納品場所は山元町役場です。
- 6、購入品目ですが、小型動力ポンプ付軽積載車と普通積載車を各 1 台購入するものでございます。

①の軽積載車は、記載の車両、4 ドアデッキタイプをベースに、また、②の普通積載車は、4 ドアダブルキャブをベースに記載の附属装備を装着いたします。③の小型動力ポンプは、可搬消防ポンプ B 3 級とし、①、②の車両に積載するため、2 台購入するものでございます。参考までに車両及び小型動力ポンプのイメージ写真を次ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、今回購入する車両の配備先は、軽積載車は第 1 分団第 4 班、小平、普通積載車は第 4 分団第 4 班、町であります。今回の更新をもって、山元町消防団の保有する全車両の更新が一旦完了するものでございます。

概要書の表にお戻りください。

納品期限は、令和元年 12 月 20 日です。

以上、議案第 35 号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

1 番岩佐哲也君の質疑を許します。

- 1 番（岩佐哲也君）はい。入札、落札率が 96.43 ということで、随分高いなという印象はありますが、これは正規の手続でやられたんでしょうし、特殊車両ということも含めて、競争が限られたメーカーになろうというふうに思う。ところで、この従来約 20 年使ったという説明は受けたんですが、何年使った、それぞれ 2 台ですかね、入れかえの 2 台、何キロぐらい走って廃車ということになったのか。数年かけて 2 台ずつあれしたから最後なんだということはわかりますが、実際使ったね、使用状況はどうであったのかという、その交代する背景。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。手元に走行距離の実数の数値はちょっと手元に持ってありませんけれども、20 年以上購入してから経過しておりまして、実際の修繕等に係る部品

等ですね、対応が困難になるという状況もございますので、定期的にこの年数を経過したものについては、やはり走行距離というものよりは、やはり修繕に必要なものが対応できるかどうかの判断をもって更新するというところでこれまで更新に当たってきたところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい。それぞれいろいろな事情があろうと思うので、それについては余り申し上げませんが、これの廃車処分はどんなふうに行われているのでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。これは第 1 回議会定例会の質問の中でも同じようなご質問があったかと思えます。その際にご回答させていただいておりましたのは、有価物としての売却ではなく、登録を抹消した上で、廃棄処分をしておるということでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい。私も前回質問をしてきた経緯からいろいろその後も状況を調べました。公有財産です。我が町も 29 年、平成 29 年に、公有財産、特に土地、建物でしょうけれども、これについての施設管理条例というんですか、計画というものをつくっております。ただ、それに準じてね、この消防も公有財産ですし、処分するのは結構ですけども、やっぱり金にかえるということをね、検討したのかどうか。というのは、そのときも申し上げましたし、具体例も申し上げて、こういう要望があるんだということも含めてね、質問した、あるいは議会できなくとも、担当課に足を運んで、いろいろね、打ち合わせをした経緯があるものですから、改めてお尋ねをするんですが、要するに、よその自治体ではご存じのとおり、ヤフーオークションというこのオークションに消防自動車、現時点でも 16 台ほど提示になっています。15 年から 20 年ぐらいで 18 万走ったとかね、5 万しか走らなかったとか、いろいろありますけれども、単価も 1,000 円から小型でいうと 1,000 円から大型で 70 万円までの最低価格でオークションで出ています、これ。他自治体はそういう努力をしているというのが、まず実態あるわけですけども、それを踏まえて、我が町でも検討すべきじゃないかと申し上げたんですが、その辺の検討はされたのかされなかったのかね。

今回は、前に準じて、多分今の話ですと、処分だと、廃棄処分だというようなお話なんですけど、もうちょっと方法なかったのかどうかね。検討したのかどうか、まずお尋ねします。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。先ほどの回答は、30 年度までの対応ということでご理解いただきたいと思います。議員のほうから第 1 回議会定例会の中で一般質問もございましたので、私のほうもですね、他自治体の事例については、その時点で確認はさせていただいたところでございます。一般競争入札なり、官公庁オークションを利用している事例は確認しております。また、その中で確認とれましたのは、緊急車両という区分に消防団の車両も該当しますので、その特殊性を鑑みますと、売却に当たりましては、その緊急車両の装備を悪用することがないように、まずはサイレンや、赤色回転灯を外すというような作業もこちらとしては必要になると思われまいます。それらにかかる費用と実際に売却で想定される売却価格と比較いたしまして、それで有利性が働けば、当然ながら議員おっしゃるとおり、山元町のほうでもそのような取り組みはですね、やっぴいこうということでは考えておったところでございまして、消防の可搬ポンプの売り払いも含めて、実際、12 月までの時間もございまして、その中で十分議員のおっしゃるような対応も検討を進めた上で対応してまいりたいと考えております。

1 番（岩佐哲也君）はい。参考までに、これ手元の資料を見ますとね、豊橋市では平成 8 年に導

入したやつを最低価格1,000円ですけれどもね、1,000円、ダイハツ、あるいは日産と4台ほど、それから三朝町は5万円と。こんなことでやっているという、それを努力をしていると。同時に、少しことしの初めですか、に申しあげましたけれども、あの東日本大震災で被災して、従来ハウスでポンプを使ったのが流されて、購入したという笠野地区の住民から町のほうにも、今ポンプを使っているけれども、十何トンのやつ、小型でなかなか何台も設置しなくて大変だと。町の消防のそういった廃車があれば、圧力も強いし、1台でそういうのができる。何とか下請け、下取りして、有効に使うような方法で活用させてもらう方法がないかということで、町にも足を運んだと。なかなかちがあかないので、ひとつ調べてみてくれないかという話もあって、私も足を運んで、いろいろ窓口に来てきたと。30年度はそういうことで終わったからしょうがないけれども、31年度は来年2台あるだろうから、そのときにはぜひ検討してほしいということで訴えていたはずなんです、先ほどの話でね、今後の処置については考えるということなんで、ぜひその辺はですね、もちろん個人的にやるのではなくて、一定のルールに従って、町内のね、そういうことに使うという最優先でそれなりの、例えばただでなくて、3万、5万円ぐらいはね、それは必要なものは、町の産業にも有効に使うという前提ですから、オープンにして競売にかけるということでなくていいと思うんで、そういう方が何人か希望いると思うので、なければそれであれですけども、1回そういうこともやっぱりやるべきじゃないかということだけ申しあげておきます。

以上で終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第35号平成31年度 山元町消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第36号平成31年度 山元町坂元合同庁舎解体工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

議案の概要につきましては、配布資料No.7でご説明をさせていただきますので、ご準備のほうをよろしくお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、坂元合同庁舎解体工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的ですが、こちらは記載のとおりでございます。

2、契約の方法は、条件つき一般競争入札となっております。

3、契約金額は、消費税を含めまして1億1,709万3,600円、落札率は86.8パーセントとなっております。

4、契約の相手方は奥田建設株式会社でございます。

5、工事の場所は、坂元合同庁舎となっております。

6、工事の概要ですが、RC造3階建ての庁舎、同じくRC造の機械室や浄化槽等を解体、撤去するものでございます。

7、工期ですが、令和2年2月28日までとなっております。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい。2者だけの戦いになっているんですが、その辺の背景についてわかれば。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。こちらにつきましては、条件付きの一般競争入札ということで入札を執行しております。事前のですね、参加資格の審査の中で、3者あったわけですがけれども、1者については参加資格に適合しないということで、実際には執行は2者ということで参加いただいているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい。これはあの非常にこの難易度の高い工事ということになるんですか。3者あったのが2者、その条件の中身はどうなっているの。かなりこう厳しい条件につけたのか、もしつけたのであれば、その理由はどうしてかということを確認したいと思います。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。条件については幾つかございますけれども、その適合しなかった部分については、過去のですね、10年以内、県内において、国または地方公共団体から同種工事ですね、解体工事及びレベル1の石綿含有建材の除去作業の施工実績を元請けとして施工した、または施工している実績があることということで、条件をつけておりました。同種の工事というのは、RC造、またはSRC造で階数が3階以上、あとは今回ですね、地下の埋蔵物があるわけですがけれども、浄化槽がございましてけれども、そういったところを鑑みまして、高さ5メートル以上の地下構造物、そういったものの同種の施工実績があるのかどうか、そういうところを判断の一つとして、条件の一つとしてつけさせていただいたところでございます。その条件について適合しなかったというところがございましたので、2者になったということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい。最近役場、本庁舎のほうの解体もやっているんですけども、そのところは1億弱なんだね。だから、かなりこのね、難易度のというかね、という多分そういう工事なんだろうなというふうな受けとめもあるんですけども、どの程度のね、難易度というか、今言った機械室から何だ、浄化槽とか何とかというふうなね、内訳あるんですが、どの程度のこう割合になっているんだ、この内訳。というのは、内訳でなく、

機械室が何ぼくらいとかさ、というのは、本庁舎の場合ね、この体積、面積だけでいうとね、もう3倍以上になっているんだね、形、格好を見ただけでわかると思うんだけど、それが9,900万円というところでの入札、価格になっているのよ。多分だから、いろいろ背景があるんだろうという、そういう素朴な疑問からの確認なんです、いかがですか。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。議員のほうから今ですね、旧役場庁舎との比較の話がございましたので、その点についてお話をさせていただきますと、旧役場については5,940平米の延べ床面積、坂元合同庁舎については、1,756平米ちょっとという平米数でございますので、平米数で言えば大分違うということになります。ご指摘ありましたように、こちらの旧役場庁舎については、約税込みで1億円弱の契約でございました。今回については、こちら記載のとおり金額ということになっているわけでございますけれども、当時につきましては、震災の後、直後ということでございまして、その積算においてはですね、積算額、積算については一律の単価を用いて処分をすることができたということで、当時はそういう処理ができたということで、かなり安く低価格で処理ができたということになっております。震災直後ということで、解体に係る積算が現物の構造に関係なくですね、平米当たりの単価、基準単価で積算できたということ、あとはその処分した後の廃材につきましても、当時ですね、仮置き場となっておりました花釜地内になったそちらの仮置き場のほうにおさめることができたということで、そういった部分でも費用は大分低価格で済んでいたということでございます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第36号平成31年度 山元町坂元合同庁舎解体工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第10．議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、議案第37号平成31年度 漁復1号 漁港環境施設整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、第2回議会定例会配布資料No.8、議案の概要にてご説明申し上げますので、お手元のほうにお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、漁港環境施設整備工事請負の契約に当たりまして、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので、提案するものでございます。

1、契約の目的につきましては、記載のとおりとなっております。

2、契約の方法につきましては、条件つき一般競争入札となっております。

3、契約金額でございますが、消費税を含みまして、1億6,178万4,000円、落札率につきましては、99.87パーセントとなっております。

4、契約の相手方でございますが、株式会社阿部工務店。

5、工事の場所でございますが、山元町磯地内となっております。

6、工事の概要でございます。本工事につきましては、震災以前ですね、磯浜漁港の南側に整備しておりました磯浜海岸環境施設が震災によりまして被災したことから、復興交付金を活用いたしまして、その機能を磯浜漁港の北側に移し、整備するために実施するものとなっております。

施工延長につきましては、208メートル、うち護岸工事延長につきましては166メートルとなっております。

そのほか、緑地広場工事一式、トイレ工事等、電気設備工事一式となっております。

2枚目の図面のほうをご覧いただきたいと思います。

図面の左上のほうに、位置図というところがございまして、赤く円に囲まれた箇所が今回の施工箇所となります。磯浜漁港の北側、北防波堤と北防砂堤に囲まれた場所となっております。

次に、下段になりますが、平面図をごらんいただきたいと思います。

こちらの赤く着色した箇所が今回の施工箇所となっております。標準断面にもありますとおり、海岸防潮堤のですね、根本のほうから、すりつくようにいたしまして、緑地広場及び、階段式護岸を整備するものとなっております。その中に休憩スペース的なところとしてベンチ、パーゴラ等の施設を整備する内容となっております。

1枚目のほうにお戻りいただきたいと思います。

7、工期でございますが、令和2年3月25日までとなっております。

以上で議案37号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい。素朴な疑問なんですけど、99.87パーセントという落札率というのは、こういった工事では非常に珍しい事案といたしますかね。

あと、その応札1者というのも不思議な疑問と誰もが思われる結果というかになって

いるんですが、この辺の背景について伺います。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、一般競争入札ということでございまして、参加資格の審査に応募いただいて、入札までいただいたのが1者というような状況となっております。入札公告の際にですね、参加資格の前に閲覧ということで、工事の中身について確認をいただく場面が、参加資格をいただく前に場面がございまして、その閲覧に応じた業者につきましては、今回契約を、契約締結をですね、業者を含めまして4者ございました。この4者あったんですが、最終的に入札参加資格、入札の参加を表明したのが1者となっております。この1者が今応札いただいた業者となっておりますが、その他の3者について、参加いただけなかったのかということ若干確認をとったところですね、技術者の配置が難しいとか、工法的な問題として対応できないというようなところがございまして、最終的に1者となったことから、議員ご懸念の競争性が発揮しにくくなったというような現状と考えてございます。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。その参加資格要件でね、かなりの難易度、今の話ではそのように受けとめられるわけですが、その辺も含めてお伺いしますが、素人がこの図面を見る、見た限りで、感じられるというのか、そんなに困難な工事なのかと、あくまでも素人のね、見方なんですけど、その辺で、その辺の疑問をですね、どう解けばいいのか。同じような施設が実は南のほうにね、あったわけですが、あれと全く、これとはね、全く違うと言えば違う、それは見ればわかる人が、あつちが砂の上にこうのつけたというとおかしいけれども、これだってしっかりとそんな程度のものではないかなと思われるんですが、その辺のこの疑問がちょっとなかなか解けないですが、はい、よろしく。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、入札の参加資格の要件でございまして、大きくですね、2点ございます。まず、県内に本社、支店を、本社または営業所を有すること。あとは2点目といたしまして、建設業法に規定するですね、経営事項審査における土木一式工事の直近での総合評定が950点以上であることということに条件を付かせていただいております。この条件につきましては、昨年度、今の今回発注する工事の背後地であります造成工事やっているかと思いますが、その工事の条件と全く同じ条件で発注させていただいているということもございまして、条件的に厳しいものではないのかなということでございます。と考えております。

また、今の条件で、町内、町に登録されている業者の数なんでございまして、118者ほど対象となる業者はあったということでございまして、なかなかそちらの業者の方のほうから参加を得られなかったという結果というようなところと考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい。今町内に118者あるということなんですが、そういう人たちが参加できるような資格要件は考えられなかったのか。これを見ますとね、この一帯のものにすると、かなり大規模な工事というのも見受けられるわけですが、その辺の検討というのはあったのかどうか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません。入札参加条件に見合う業者なんですけど、まず土木一式工事に登録している業者はですね、町内の登録では375者ございます。その中で、宮城県内に本社及び営業所を持つ業者が絞られると354者、さらに建設業法の950点以上の資格を持っている業者が118者いるということでございまして、こちらの業者の方々が今回の入札の対象業者ということでございまして、こちらの中でな

かなか応じていただけなかったというような状況となっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、そのなかなかこのね、参加しなかったというところに不思議な疑問が残るという118者もあってね、しかも何を言いたいかというと、少しでもその地元業者にね、回れるような、そういったこの条件での公募はできなかったのか。あわせて言いますと、ちょっと強調したんですが、素人目にはそんなに難しい難易度のある工事ではないかのように見えるという中でね、その参加資格、要件をかなり高いハードル設定したことによってできる企業ができなくなったと。参加できる企業ができなくなったのかということもその疑問、疑念の中にこう残っているというところからの確認なんです。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。済みません。まず先ほどの業者の数につきましては、町に登録のある業者ということでご理解いただきたいと思えます。その中で、町内の要は土木建築の業者で950点以上持っている業者ということになりますと、1者のみというようなどころとなりまして、どうしても町内業者だけでは成り立たないという部分もございまして、広くというようなどころもあります。また、金額的に1億円を超える事業ということもございまして、一般競争入札で執行するというのがルールといえますか、制度上ですね、求められている部分もあるというところもご理解いただければと思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。だから、一応強調しているのはね、素人頭でそんなに難しい工事でないんでないかということを一応強調していると。それをね、その難しい工事ではないと思われるこの工事に950点もの高い点数をつけたことによって、1者しかいないということだからね。当然参加できるもう最初からその拒絶しているという町内業者には拒絶しているというふうに見えるわけですよ。その辺の疑問をどう解き明かしていただけるのかなということでの確認なんです。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、起工の段階から1億6,000万円ぐらいの工事の起工額になってございます。そうしますとですね、県のランクの950点という起工額から一致したときにですね、県のそのランクにつきましては、Sランク相当というところが1億円以上の基準というふうなことになっておりまして、そちらのほうを準用いたしますと、どうしてもその金額という形になってしまうというところがございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、だからこれ町で発注するんでしょう。町の仕事なんだよね。町が決めるんだね。その決めた、今起工というまた聞きなれない、私にはね、起工の段階から云々というんだけれども、この起工の段階でもうそれは1億6,000万円もかかる事業だとしたことによって、そこからその起工、そういう事業ね、可能なのもうSランクとかね、何とか、そこしかなってもう最初からもう設定しているように見えるんです。だから、何回も言うけれども、この事業工事というのはそんなに難しいんでない。いや、逆に言うとね、難しい工事なんだというふうに示されればね、それはそれで理解はできるかどうかということはあるんですが、その辺の素朴な疑問なんです。何、最終的に何より少しでも地元企業にね、落とすことができななかったのか。例えばこのぶつぶつ切ってとかね。ただ、ぶつぶつ切って今度は継ぎ合わせが大変だからとか、いろいろ出てくるとは思うけれども、しかし、そこまでの精度を求めるような事業の中身になっているのか、これはねということとかだよ。階段式のこう海水浴場で座ったり、何だり、そこでね楽しく交流する場というかね、そういうところで、本当に精度の高い、

そういう意味でね、精度の高い工事にする必要があるのか、そういうことではだよ。そういうことではよいか、本当にどこから出発するかなんだけれども、地元企業もできるような仕事に、小分けにすることができる。できるものをできなかったのは、その精度をうんと高めたことによって、ひとまとめにしたのかね。あるいはだから、その辺のね、起工、前の町が工事の中身を決める前の段階での検討はどういう立場からの検討がなされて、こういう結果にしたのか。

この件に関しては、何回も言ったように、言いたいことはわかると思うんだけどね、やっぱり最初から関門を大きくしている。そして出しているというふうにはしか映らない。そして、それはね、本当にこのSランクの企業しかできないような工事の中身なのかというふうに見ると、これもこの疑問も問いたくないんだけど、この素朴な疑問、俺は何回も強調するけれども、そんなに難しい工事の中身なのかという疑問もあるんです。そして、そんなに、いや、そういうことじゃなくて、精度をもっと落とせば、その継ぎ目継ぎ目のところはあるに気にならなければ、これを小分けにして地元企業にも参加資格を与えられるのではないかという疑問なんです。まあ、最終的にどこに落として、どこを質問にするか、疑問にするかというふうになってしまうんだけど、言いたいことはそういうことなんです。

だから、Sランクってさっき出たから、Sランクの対象にしなければならない工事だったのかどうかということで、で、確認します。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。工事の規模につきましては、南側で施設あったものを、今一括して移すというようなところがございます。またですね、積算の中身といたしましても、護岸工事そのもの、要は階段式護岸ですね、1億円を超えるぐらいの積算となつてございまして、分割するのはなかなか難しかったということもございしますが、金額の規模に応じて、ある程度ランクづけでの部分での資格の選定というようなところになりますので、こちらのほうについてはご理解いただければというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい。私の素朴な疑問に答えていない。出発点をね、1億円以上の事業にしたから、だから、それに合うような、見合うような企業の対象にしかできないという、その結果だから、地元の企業は参加できないというような条件環境にしたと。だから、一番最初の出発点を議論できなかったのか、しなかったのか、検討しなかったのかと。

あとその前に、その前にね、だから、これは絶対、絶対というかね、大きな企業しかできない、そもそもそういう工事なんだということであれば、それはそれでそういうふうには受けとめなくちゃならない。そういうふうには受けとめれば、参加資格もね、かなり狭められたのかなというふうな受けとめは可能なんだけれども、その疑問が解けないと、何かおかしいんでねえのかやというふうな疑問にしか残らない。質問の意味、俺の質問おかしいのかや。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。分けて工事発注できなかったのかというようなところも含めてということではございますが、海辺の工事ということもございまして、護岸工事ということである程度技術力もなければいけないというふうには考えたところでございます。また、工事を部分的に分けて発注といったところにつきましては、一括発注することによってのスケールメリットというような形で考えていた部分がありましたものから、今のような形になってしまったということではございます。

9番（遠藤龍之君）はい。なかなか理解しづらい答弁なんですけど、いつまでもやっているとね…

…。

ちなみにこの阿部工務店というのは、この間、山元町での仕事をどのくらいとった。最近のあれでいいです。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。同社の実績でございますが、阿部工務店さんですと、山元町での実績でよろしいでしょうか。平成30年度のですね、漁港の漁具倉庫整備工事、そのほか6件ほどございまして、そのほかにつきましては、平成28年度に防災緑地整備工事、あとは27年度でございますが、こちらのほうが山下第二小学校の外構の工事、あとは若干古くなってしまいます。あと25年度のほうに乾燥調整施設ですかね。というようなところの実績としてはございます。

9番（遠藤龍之君）はい。この件のこの類いの話はね、この間に何回かして、思いは伝わっているかと思うんですが、やっぱりその辺、そしてそのたびにそういう方向で努力、頑張るといふ、そういう言葉を使ったかどうかちょっと記憶にないんですが、その言いたいことが十分伝わっているかと思うわけですが、そういう中での今回のこうしたね、また大きく、私からするとこれまでずっと見ていて、わざわざ事業を大きくしてね、そして大きいところしかとられないような、そういう手法でやってきたのかなという疑問でこうやっている。そういう疑問がなかなか解けないという状況があるんですが、そっちから見ればね、いやこの事業はもう本当にこういうところでしかできないんだということから、こういう事業を中身にして、そして公募しているということに、ということなんだろうなというふうには思いますが、こうしたね、大きな事業規模の工事というのも今後ね、もう考えられない。これまでは復興関連のところですね、大きい事業、そうすると町内の企業というのは、ますますその仕事の機会が少なくなると。公共事業のですね。ということも想定されると、少しでもチャンスがあれば、やはり、やはりというか、そういうことも考えたこうした事業の取り組みにすべきではないかと、個人的には思うわけですが、町長、その辺、取り組みについていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご存じのとおり私は、入札の関係は基本的に離れておりますので、議会の皆さんの問題意識というのはここにいる幹部職員、そしてまたその入札に携わる立場の職員も十分皆さんの意見を聞き、そしてまた私が時折地産地消なりということをお話ししているのを十分理解しながら執行に当たってもらっているものというふうに理解をいたします。事業が当然平常時ベースに戻ってきておりますので、職場の中での各所のこれからの生き残りをかけたというところちょっと語弊があるかもしれませんが、やはり次のステップに向けたさらなる展開をですね、以前にも申しましたように、担当課を中心として、いろいろこちらからも積極的に問題提起をさせていただいておりますので、そういうふうなものを受けて、積極的にいわゆる建設業以外のですね、業務にもウイングを伸ばして、努力をされているところもございまして、ぜひそうした方向、あるいは我々も皆様方のご意見、疑問を真摯に受けとめながらのですね、執行というものを心がけていかなくちやならないのかなというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第37号平成31年度 漁復1号 漁港環境施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。議案第38号平成31年度 復興交付金事業 旧中浜小学校震災遺構保存整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.9に基づき説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、旧中浜小学校震災遺構保存整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を要するので、提案するものであります。

契約の目的につきましては、記載のとおりでございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札で、参加業者については、裏面に記載のとおりでございます。

契約金額は、2億3,067万7,200円で、落札率は86.97%。

契約の相手方につきましては、仙台市の仙建工業株式会社でございます。

工事の場所については、中浜地内。

工事の概要につきましては、①の校舎改修工事ほか記載のとおりです。

最後に、工期ですが、令和2年1月31日までとなります。

以上、議案第38号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第38号平成31年度 復興交付金事業 旧中浜小学校震災遺構保存整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第41号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。それでは、議案第41号令和元年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ2億7,741万8,000円を追加し、総額を116億5,157万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせて債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明をさせていただきます。

議案書11ページをお開き願います。

初めに、第2款総務費第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費でございますが、第24回の復興交付金申請に基づき交付される交付金1,924万4,000円を震災復興交付金基金に積み立てるものであります。

次に、第6目企画費といたしまして502万2,000円を計上しております。このうち、被災地域交流拠点施設整備事業補助金252万2,000円につきましては、磯、中浜、牛橋の各行政区が実施する地域の交流活動を支援するものであります。財源は全額県支出金でございます。

また、コミュニティー助成事業補助金250万円については、つばめの杜東区において、地域コミュニティー創出、世代間交流等の充実を図るための活動備品として和太鼓の整備を支援するものであります。財源は、全額諸収入となっております。

次に、第11目諸費といたしまして、912万円を計上しております。こちらは小平区の老人憩いの家のバリアフリー化などの改修に要する経費を補助するものであります。財源は諸収入890万円となっております。

次に、同じく総務費第4項選挙費でございます。こちらにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が最近の物価変動を踏まえて一部改正され、投票所経費の基準額が改定されたことから、今年度予定されている参議院、県議会、町議会議員の各選挙に要する経費につきまして、基準に基づき増額するものでございます。財源は、国県支出金でございます。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費でございます。第1目社会福祉総務費につきましては、3,850万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、ことし10月に予定されている消費税率の引き上げが低所得者や子育て世帯に与える影響を緩和するために行うプレミアム付商品券の発行等に要する経費でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

ページをおめくりいただきまして、第2目老人福祉費につきましては、687万8,000円を計上しております。こちらは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金

の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が施行されたことに伴いまして、消費税率の引き上げに合わせて介護保険料の軽減強化が図られたことから、介護保険事業特別会計への繰出金を増額するものであります。財源は国庫支出金343万円余、県支出金171万円余でございます。

次に、同じく民生費第2項児童福祉費でございますが、737万円を計上しております。こちらにつきましては、ことし10月に予定されております幼児教育、保育の無償化に伴い、必要となるシステムの改修に要する経費でございます。財源は全額県支出金でございます。

次に、第6款農林水産業費第1項農業費でございますが、477万円を計上しております。このうち、担い手確保経営強化支援事業補助金については、地域の担い手経営体が農業経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業機械や施設の整備を支援する県補助金が採択されたことに伴い、計上しているものであります。

また、13ページの農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、新規就農者に対し、就農開始から最大5年間経営確立のための資金を支援するものであり、ことし4月の制度改正に伴い事業の対象年齢が引き上げられたことにより、1名が新たに対象となったことから、増額計上しているものであります。財源は全額県支出金でございます。

次に、第8款土木費第2項道路橋りょう費でございます。こちらは現在、県が実施している坂元川の改修工事に合わせて、堤防兼用道路の整備を県との協定により実施中ですが、さらに愛宕橋に接続する道路の拡幅工事を協定に追加し、実施するものであります。財源は地方債でございます。

次に、第9款消防費第1項消防費でございますが、950万円を計上しております。こちらは復興交付金の効果促進事業といたしまして、津波避難誘導標識を整備するための設計に要する経費でございます。財源は繰入金でございます。

次に、第10款教育費第2項小学校費でございますが、4,555万1,000円を計上しております。こちらは坂元小学校の校舎改築のための設計並びにトイレの洋式化工事に要する経費でございます。財源は国庫補助金、地方債でございます。

次に、同じく教育費第5項社会教育費でございます。第8目社会教育復興推進費につきましては、1億497万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、第24回復興交付金申請において、国の決定を受け、埋蔵文化財発掘調査により出土遺物を保管する収蔵庫を歴史民俗資料館に隣接して建設するための経費でございます。財源は繰入金でございます。

次に、同じく教育費第6項保健体育費でございますが、44万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、昨年度初めて開催いたしました町民綱引き大会を引き続き今年度も開催するための経費でございますが、住民同士のつながりを再構築するという趣旨を踏まえまして、企画の段階から多くの町民の方に参画いただき、町民共同で事業を成功させるため、主催を町から実行委員会形式に改めるための予算の組み替えでございます。

次に、第13款諸支出金第2項災害援護資金貸付金でございますが、1,400万円を計上しております。こちらにつきましては、昨年度末で制度が終了する予定でしたが、被災者の資金需要が引き続き見込まれることから、制度が1年間延長されたため、直近の貸付実績に基づき所要額を計上しております。財源は全額県支出金ござい

ます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきまして主なものをご説明いたします。

議案書の8ページを、お開き願います。

初めに、第10款地方交付税でございます。こちらにつきましては、震災復興交付金事業の補助裏に充てるため、震災復興特別交付税2,178万1,000円を計上しております。

次に、第14款国庫支出金、第15款県支出金につきましては、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容でございます。

次に、第18款繰入金でございます。第2項基金繰入金につきましては、初めに財政調整基金繰入金でございます。こちらは最終的な財源調整の結果、328万6,000円の取り崩しを増額しております。

次に、ふるさと振興基金繰入金につきましては、町民綱引き大会に充当する経費といたしまして51万4,000円を取り崩しているものでございます。

次に、震災復興交付金基金繰入金につきましては、埋蔵文化財収蔵庫建設並びに津波避難誘導標識整備に充当する経費といたしまして、9,131万2,000円を取り崩しているものでございます。

第20款諸収入でございますが、説明欄にありますコミュニティー助成事業助成金については、先ほどご説明いたしました。小平区の老人憩いの家のバリアフリー化工事、つばめの杜東地区の和太鼓の整備への助成でございます。

次の地域活性化センター助成金については、元気山元ウォーキング事業に充当する助成金、10ページに参りまして、旧中浜小学校用地補償費については、県が施工する県道相馬互理線道路改良事業における県からの補償金の算定において、県では、消費税を10パーセントで計算していることから、その差額を受け入れるもの、最後のその他管内図コピー等については、町民綱引き大会を実行委員会方式にすることにより、当初予算で計上していた大会参加料を減額するものであります。

次に、第21款町債でございますが、こちらにつきましては、後ほどご説明をいたします。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましてご説明をさせていただきます。

3ページをお開き願います。

今回債務負担行為の追加といたしまして、行政事務包括委託業務に要する経費を計上しております。こちらは来年度からの会計年度任用職員制度の施行に伴い、現在任用している臨時職員が行う行政事務を包括委託するための経費について、債務負担行為を設定するものであります。

最後に、地方債の補正でございます。

4ページをお開き願います。

先ほど歳出予算でご説明をいたしましたが、防災減災国土強靱化緊急対策事業債につきましては、坂元小学校の改築工事等の財源とするもの。次のページに参りまして、過疎対策事業債につきましては、坂元川改修事業等の県への負担金の財源とするものであります。

以上が今回の1号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。収入の分からお尋ねします。9ページのふるさと振興基金の取り崩し51万4,000円、これは綱引き大会ということなんですけれども、なぜふるさと振興基金からということになさるのか、その辺についてお尋ねします。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今年度の綱引き大会の財源といたしましては、ふるさと振興基金のうちですね、ふるさと納税分でもいただいた寄附金、そちらを充当することで当初予算を計上させていただいて、お認めいただいているところでございます。今回ですね、その綱引き大会の開催の方法について、主催者は、町が主催者ということではなくて、実行委員会方式にするということで増額になった分についても、同様に、そのふるさと振興基金のうち、ふるさと納税分のお金をですね、充てるということにしたものでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、14ページですね。町民綱引き大会、多くの方々にということで、実行委員会形式にするというお話でございましたけれども、その実行委員会とする理由を明確にお示しいただきたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。はい、一言で要約すると、行政と地域の方が協働で実施するためです。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。行政だけではなくということで、協働という言葉がありますけれども、なぜそういうふうに至ったのかその経緯についてもお尋ねしますし、構成メンバー、構成メンバーなんかについてもお尋ねしたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。もともと住民の震災によって希薄になったそのコミュニティーを再構築するということを大きな目的として、昨年度第1回大会を開催しましたが、その第1回開催時点から、本来であれば今回補正で提案させていただいた協働というスタイルで進めたかったというのが実情です。ただ、一番最初に行うときに、どうしてもやっぱりそこまで準備もできなかつたし、果たしてどういう大会になるのかという不安もあって、それでまずじゃあ第1回目は生涯学習課の職員が中心になりましたが、町が主催ということをとらせていただきました。

あと実行委員のメンバーなんですけど、まだ、予算をお認めいただければ、具体的に声がけをしてということなんですけど、できればその地域の方々に、第1回大会に参加をいただいた方、顔を出していただいた方を中心に、そこにスポーツ推進委員の方なんかも参画していただく形で、考えてございます。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。はい、綱引きにした経緯が私にはちょっと理解できないんですけれども、世代間交流、地域の方々が年代を問わずということであれば、何もこの綱引きにとらわれることはないと思うんですが、その辺について、町長に伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から担当課長が申し上げているとおりでございます。

それ以上のものはございません。せっかくその積極的に議員がね、一般質問でもお尋ねのような社会参画、世代を超えてというふうな方向でやっているわけですから、ぜひ積極的にご理解いただいて、応援をしていただければありがたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。はい、実行委員会ということで町民の方々の声を聞くのはいいことだとは私も思いますよ。でも、年代を超えたそういうコミュニティーを再生するために、私はこういうふうなものを実行する必要があるというふうな観点から、なぜこの実行委員会、そしてこの種目にして、補助金、町の財源を削ってですね、ふるさと振興基金、100万8,000円、これをつけたのかわからないということで、今お尋ねしているんです。その辺について明快なる回答をお願いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。なぜ実行委員会形式かということについては、そのやっぱり協働という視点の中の捉え方として、議員ご質問の趣旨にも含まれていると思いますが、あらゆる世代という失礼ですけども、できればその30代、40代の方、そして男性だけではなく女性も含めてということで、地域間、あるいは年代間、あるいは男女間、そういったバランスをとりながら、企画をすることによって、またいろいろな意見が出てくるのではないかと期待も込めての考え方です。

それから、種目に関しては、綱引きということで、非常に取り組みやすい。道具も要らないとか、そういう意味では、綱を引くということで、皆さんいろいろなところで綱引きの経験がおありであるという考え方などもあって、けがとかそういう部分では非常に心配なんですけど、当日については、事前の練習会も含めて綱引き連盟のプロの方々にご指導をいただきながら、開催をしてきたという経緯です。

あとふるさと振興基金の活用に関しては、先ほど財政課長から回答させていただいたとおりでございます。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。綱引き、みんな経験があるだろうということなんですけれども、通常の運動会とかやり方は全然違いますね。競技性のあるものなので、その辺、以前、山元町でも綱引き大会はやっていました。なぜそれが中止されたのか、その辺も分析しての開催なんですか。その辺について伺います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。過去にはその綱引き大会の町でやっていたということも実施をする段階ではいろいろ調べていたところなんですけれども、当時はいろいろなその反省なり、欠点というのが確かにあったと思います。今回については、それを新たにリセットして、あくまでその本当の競技性といいますか、先ほど話をさせていただいた日本綱引き連盟の方々に3回お越しいただいて、実技も含めて指導いただいて、かつ正式のルールも教えていただきながら、本番さながらのプレーを住民の方々の和気あいあいとするその雰囲気の中で行われたということですので、過去の分については、確かにそういう記憶なり、ご意見があると思いますが、今できる、適切なルールに基づいて、前回は開催をさせていただいたという内容でございます。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。協働でやるということで100万円ものお金をここに使いながらやることの種目なのか、ちょっと私には疑問が残ります。その内訳なんかが示せるのであれば、示していただきたいと思います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。約100万円の予算化の内訳、全体の事業費の内訳とい

うこととなりますが、まず、企業の部と、あと行政区の部、それからジュニアの部ということをして3本立てでやろうと考えています。これは前回と一緒にです。それぞれ上位の方々に商品を渡す経費をまず見込んでおります。

それから、審判謝礼ですね。日本綱引き連盟の方、去年については七ヶ浜の方だったんですが、その方々にまた応援に来ていただいた分もありまして、そういった状況も今年度想定している関係から審判及び協力者、それからあと先ほど実行委員会というお話をさせていただきましたが、そういった方々に対するいわゆる謝礼という位置づけでの予算を見込んでおります。

それから、当日さまざまな諸雑費がかかりますので、需用費、役務費等々ということで、予算を編成しておりますが、具体の金額については、商品については15万円、それから謝礼については75万円、あと需用費については12万円ということになります。ふるさと振興基金を当初予算、今回の財源として全額充当いたしますが、参加料も徴収する予定でおりますので、参加料が今度徴収される段階で、このふるさと振興基金をその大会が終わった後に、精算するというので、お戻りする予定としております。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。謝礼で75万円、商品で15万円、今一生懸命活動している各団体もあります。各地区でもあります。そういう方々は身銭を切りながらも一生懸命地域のために協働という名のもとに、いろいろな事業を展開しております。この前、私が一般質問をした子供も大人もみんなで遊び隊。県外からいらしている方々も謝礼は一切ありません。そういうふうなことを考えたならば、お金を支出したからふるさと振興基金を使ってまで、そういうふうな事業をするメリットはあるのかどうか、その辺について町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町内ではさまざまな活動が展開されているところでございますけれども、それはそれで大いに尊重した形ですね、やっていただければありがたいなというふうに思いますし、町といたしましては、このふるさと振興基金の種々目的に照らして、合致するものであれば、積極的に活用すべきだなというふうに思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。はい、町のじゃあふるさと振興基金の目的は先ほどお話しされましたけれども、コミュニティーの再構築、再生という話が出ていました。いろいろな事業でもそうです。一生懸命やっているところにもう少し目を向けて、そういうところにふるさと振興基金なるものは使われるべきではないかと、私は思うんですけれども、その辺については、町長、どのようにお考えでしょうか。今まで一生懸命やっている、そういう団体に対し、そういう事業に対して、どのように捉えていらっしゃるのか確認させてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、いろいろな支援制度を町としてはふるさと振興基金を中心にしてあるわけでございますから、それを積極的に議員なりがご紹介して下さるなり、活用をお勧めするなりしてですね、その振興基金の種々目的に、また沿えるようなですね、事業の組み立てなり、そういうものをアドバイスなり、事務局のほうに確認をしていただくなり、そういうことでお使いしていただければよろしいんじゃないかなというふうに思いますよ。私が自分が知っている範囲で使われていないということじゃなくて、門戸を広げているわけでございますから、その趣旨目的をしっかりとご理解いただいて、積極的に活用されるようにしていただければ、私どもはありがたいというふ

うに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。はい、今回のふるさと振興基金、まだ助成の申請もできていません。実行委員会も設立されていません。そういう中でのこの補助金の出し方というのは正しいのでしょうか。その辺について確認したいと思います。

議長（阿部 均君）これは金の出し入れですから、企画財政課長、全く問題ないのかどうかその辺。

企画財政課長（大内貴博君）はい、議長。今回のですね、この予算100万8,000円につきましては、実行委員会、綱引きの実行委員会、これからということですがけれども、そこが立ち上がったときですね、負担金として町が支出するということになります。この点については特にですね、そのこれから実施される場所へ想定してですね、予算を計上させていただくというのは問題ではないと認識しております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、前回ですね、30年度に実施した綱引き大会、何チームで何人参加なさったのか、その辺についても確認をさせてもらいたいと思います。効果がより上がったのかどうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。昨年度ですね、実施状況なんですが、参加チームについては、全部で22チームです。内訳としては、行政区の部が8チーム、それから企業の部が10チーム、ジュニアの部が4チームです。

それから、参加者の総数ということで、約370名を数えております。

それから、先ほど来、謝礼が非常にということなんですが、こちらについては、本番当日の謝礼だけではなくて、本番に至るまで、やはり3回程度は事前練習が必要だという考え方があります。それは安全性側に立って物事を捉えているからです。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。練習するのもいいとは思いますが、謝礼、多分、最初上げた減額されている23万円というのは、これは審判謝礼ではないかというふうに私は思うんですね。そのほかの残り50万円、それはどこにどのような形で計算しているのか、その辺、お尋ねします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。行政区と企業の部、当初予算の段階では、1位だと2万円、2位だと1万円、3位だと5,000円という形で単価を設定してございます。当然予算ですので、積算が必要で、今回の補正予算に関しては、その単価をもう少し上げさせていただきました。具体的には、2万円が3万円、1万円が2万円、そして5,000円が1万円という形です。そういったところの積み上げで最終的には、謝礼が増額になったというご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（阿部 均君）ちょっとお待ちください。時間ですので、この際、暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時14分 休憩

午後2時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ふるさと振興基金、使われ方は町長の裁量によるものかと思えます。でも、ふるさと振興基金の規定に、条例にのっとりきちんとした使い方をしていただきたいということと、現在、一生懸命活動している団体たくさんあります。予算がついたから、2万円が3万円、4万、1万円が2万円、倍々というふうにするのではなくて、地域の方々と、そして行政が常に協働の精神を持って、ボランティアの精神を持ってやっていけば、ここに100万円という金額は、私は出てこないと思いますので、その辺を申し添えておきたいと思えます。

そしてですね、今文化協会、20万円、30万円の予算です。町内の文化をどうにかして受け継いでいこうという、そういう団体に対してのそういうふうな補助金、ふるさと振興基金ではございませんけれども、そういうところにこそ、ふるさと振興基金なり、何なりを充てていくべきではないかということで私はこの分で終わりにさせていただきまして、もう1点、13ページ、9款の1項消防費災害対策費のですね、これの消防の部分です。委託料950万円、津波避難誘導標識整備事業関係業務委託料、この辺についてですけれども、多分沿岸部だと思うんですけれども、沿岸部にどのような形で、どんなものをというところで、お尋ねしたいと思えます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回補正をお願いいたしましたのは、津波避難誘導標識、基本的には避難路に誘導標識を設置するというものでございますが、議員からお話のありました標識の今回整備する内容についてちょっと簡単にご説明いたします。

1つは、注意サインというものを整備します。注意サインは、沿岸部において砂浜や、河口付近等で、人が立ち入る場所、そういうところにまずは注意サインを設置します。あともう一つは、避難情報サイン、これにつきましては、沿岸部で広場、公園等で人が立ち寄るところ、そこにですね、言葉も入れた形での情報サイン、ここは津波が来る。避難する際にはこういうふうな逃げ方というような言葉も入った情報サイン、そして、メインは津波避難誘導サイン、これは基本的には、県道相馬亘理線を起点に、東西に10本走っている避難路、こちらにですね、6号線のほうに向けての誘導するための標識設置、そして最後に、緊急避難場所、最終的に皆様が避難して、到着していただく広場、そちらのほうのサインという形で今回は整備させていただくものでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ということは、設置個所は10カ所ということで理解してよろしいのでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。はい、例えば津波注意サインであれば、沿岸部、海岸付近に10基、津波避難情報サインは20基、そして津波避難誘導サイン、これは先ほどの避難路10本に対して69基、そして指定緊急避難場所サインで12基で、数で言えば合計で今のところ計画は111基ほど整備するというものでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。設置個所、非常にきめ細かなところではありますけれども、そのサインをするときにですね、言葉はもちろん日本語はあると思えますけれども、ローマ字を用いますと、非常に各国の方々も利用しやすいのかなということがありますので、その辺については、防災士の方々とか、今まで先例、先進地があると思えますので、それを有効活用というか、利用させていただきながら、よりよいものを精度の高いものを求めてやみません。よろしくお願ひします。

以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ページ12ページ、3款民生費の1項目社会福祉費の中のプレミアム付商品券についてですが、このことについては、事業の内容等わかるわけですが、購入対象者が限定されている。ということであれば、わざわざアウトソーシングをしないで、直接支援をしたほうが効果的であり、資金のまたは財源の有効活用ができるのではないかと考えるわけですが、そのことについてはどのように考え、このような仕組みを構築して事業を実施しようとしているのか、お答えいただきたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今回、プレミアム商品券、まず、期限が短い1つ理由としてございます。あとですね、今回想定しているのは、過去にも同じようなこのような商品券を使った事業を前回されている過去の事例もございまして、そのノウハウを持っている、いらっしゃるところと一緒に仕事ができればより効果的かなということも一つ考えてございます。

あと、町内の商店さんで使える限定のものとなりますので、その町内の商店の方等に詳しい団体さんと共同でということ今回想定しておりまして、外部委託を取り入れながらの速やかな実施、あとは実行にしていければ思っておりまして、今回の予算組みとなっております。

以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの回答ですと、今回はこのようなことに限定するけれども、これから派生して、すそ野を広げていくというふうな考えがあつてのことなのか、これを見ると、購入対象者は限定されていて、これしか買えないわけですね。ですので、これを別の形に対象者を広げていくとかというふうなことなのかどうなのか、そのことについてはいかががお考えなのか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい、お答えいたします。まず、今回予算計上させていただいた分については、プレミアム付商品券の発行事業ということで、議員のおっしゃる限定された非課税世帯にいる非課税の方、あとは子育て世帯で子供をゼロ歳から3歳未満児を育てていらっしゃる方のみを事業として考えてございまして、今後の広がり等につきましては、現段階、当課のほうでは今のところは想定はしてございません。

以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。事業内容の一番最初にうたっているのは、いわゆる消費税が10パーセントになるというふうなことからのお考えなわけですね。それはそのことから考えたら、この対象者だけで終わっていいのかどうかというふうなことまで考えて、やはりいかなければ、この一番最初の事業内容の捉え方が変わってくるというふうな観点から、私は今話をしているわけですが、そのことについては、いかがなものでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。今の議員のおっしゃるとおりで、まずは消費税の引き上げに伴う事業の一つでございますが、今回のもう一つの趣旨としまして、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和する。そしてまた、地域における消費税増税後の需要喚起下支えというふうなことからの事業実施でございまして、まずは大項目である低所得者、子育て世帯を中心とした商品券の発行の事業としてございます。

以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま回答ありました低所得者ということは、ゆくゆくは例えば低所得者まで伸ばしていくのか、それも高齢者を含めていくとかですね、そういうふうなお考えがあって、こういうふうなプランをとというふうなことというふうな解釈をしていいのか、このままでこの事業については終わりますというふうなお考えなのか。そのことについてお伺いいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。はい、お答えいたします。まず、今回の低所得者の定義でございますが、こちら国のルールに基づいて当町も住民税非課税の方を限定としてございます。ただし、非課税の方であっても、住民税課税者の方に扶養されている方とかですね、その方の配偶者とかに関しては、やはり非課税、買えないことになっていまして、本当に非課税で、扶養もされていない方が条件となっております。

また、そのほか低所得者に関しまして、小額年金の方等に関しましては、先ほどご可決いただきました介護保険料等の減額なり、あとは低額年金の方には、上乘せ年金給付もございますので、そのような形での国の制度にのって実行させていただくと。国のスキームに沿ってやっていければというふうにとというふうな考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。最後ですが、そのようなことであれば、やはりメリットとデメリットを考えたと思いますが、例えばセットでここに書いてありますように、一括2万円を出せる。出さなくちゃ買えないわけなんですね。そういうふうなことを考えると、メリットとデメリットをどういうふうにお考えになって計画したのか。これは国の考え方だというふうに言われればそれまでですが、それを我が町に当てはめたときに、どうなのか、その辺まで考えての計画なのかどうかについてそれをお聞きいたしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。お答えいたします。議員おっしゃる2万円分で2万5,000円のメリットの商品券というふうな国の制度でございますが、こちらですね、当町で今考えているのは、1枚500円の券をまずは考えていました。10枚1セットを4回に分けて購入できるというふうな仕組みづくりを考えてございまして、なるべく低所得者、子育て世帯の皆様が買いやすい、5回ですね、計算間違えました。4,000円で5セット買えるというようなことで、現在分割で買えるというふうなことを計画しての事業でございます。

以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい。14ページの先ほど出てきた町民綱引き大会実行委員会補助金についてお伺いいたします。

先ほど来、中身からいろいろ取り組み状況について答弁されたわけですが、そもそもこれはどの程度の事業になるのか、前年、前回と比較してね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今のあくまで見立てですけれども、前回は初めて開催したときに、約370名程度の方々にご参加をいただいたということで、その規模感からすると、ほぼそういった数、あるいはもうちょっと多く集まっていたかとありがたいかなという考え方でいます。今回は、前回は体育文化センターでやったんですが、ことしは山下中学校の体育館に会場を移して、そちらで場所が変わるということも想定しながら、企画しているところですが、あくまで規模感としては、前回同規模、あるいは期待値としては、もうちょっと多く参加していただければなといったところでござい

す。

9番（遠藤龍之君）はい。前年度の実績といたしますか、当初決算、最終的にね。前年度ね、当初何ぼ予算化して、実際に使ったのは何ぼかというのと。

それから、今年度の当初予算は、それはそういう実績に基づいてつけた56万4,000円くらい、その辺の流れについて、流れとその根拠について伺います。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。済みません。ちょっと前年度のところまでは資料がないものですから。お時間いただければ調べようと思いますが、ただ、はい。じゃあ私の今の具体的な額というところよりは、考え方として、積算の基礎については去年と同じその規模感で予算編成をしておりますが、ただ、去年はですね、スポーツ推進委員の方々も一緒に活動しておりましたが、スポーツ推進委員の方々の部分については、スポーツ推進委員の報酬というのが予算措置されておりますので、そちらのほうから執行させていただいた部分もありますことから、ちょっと事業間の比較がですね、正確に大体このぐらいと言えないことは大変申しわけなく思っております。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。そういった前年度の実績、今の言われたような結果、当初予算、それを踏まえて56万4,000円という予算措置したかと思うんだけど、56万4,000円だよ。まず、それはその予算のつけ方は、予算のつけ方は前年同規模というふうなことで当初予算の措置というふうなことで受けとめていいんですね。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。申しわけありません。今去年の9月の補正だったと思いますが、お認めいただいたものの、その目間の比較が具体的にできないものですから、ちょっと具体的に申し上げれないんですが、あくまでそのスポーツ推進委員の方々など協力いただいたときに、支出する科目がちょっと違うという意味合いでは、見えてこないんですが、実施するに当たっての推進委員の方々の協力とか、そういう人の数の部分ではほぼ同規模の予算の組み立てをしているということで回答させていただきます。

9番（遠藤龍之君）はい。ですから、前年度の同規模の大会を実行しようということで、当初56万円の予算措置をしたというふうな今の説明で確認できるわけですが、それが同規模と考えていたものがですね、いきなりこの年度途中でね、約倍になる予算を今要求してきている。提案してきているというのはどういうふうな考えれば、また、同規模の大会で実行するというふうなところの域から出ていない中でね、金だけはこの倍化するという理由、根拠について確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。今回はですね、先ほど話をさせていただいた実行委員会形式ということをご想定してございまして、その実行委員会形式にしたときに、まさかそのボランティアで最初からというお願いもなかなかしづらい状況がございまして、まず、このタイミングといたしましては、あくまでその足代とか、実費とか、そういった視点、観点で、1人当たり5,000円の積算としては6回集まっていた。規模については20人ということで、それらを掛け合わせると60万円計上させていただいております。その違いが今回の当初予算との額の大きな開きの要因となります。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。大きな事業の変更ということに予算も倍化するわけですからね。中身もそうすると大きく変わっている事業になっている。その辺の説明がね、この前の全協から何から今までにね、全く問われてそういう話をだんだんしてくるといってね、ちよっ

と逆転しているんじゃないかと。もうそもそも大きな事業の変更なんだから、当然そして我々にも議会の理解があつてこの議決されるわけだから、その辺の説明がね、本当にこの何か隠そう隠そうというね、意図が見えてくる。実際はそうではねえと思うよ。そうではないということを十分にわかっていながら、しかし、この取り組み、取り組み方、進められ方を見ると、どうも、どうしてもそういうふうを受けとめられると。ということをおきます。

何か怒っているようだから、あれなんですけれども、それで、一気にね、変な雰囲気になつてもうまくないんで、改めて確認しますと、大きな事業変更、取り組みの変更です。ということをお認めいただければ、これは補正の対象になるのか。というところに結びついていくんです。こういう大きな事業とかね、新規、もう新規事業に値する事業の中身だというふうを受けとめるわけですが、なぜ補正で今取り上げられなくちゃならないのか。取り上げたのか。私は取り上げるべきではないという立場から今話しているんですが、そのことによって予算も大きく出すことになる。事業の中身も大きく変えなくてはならない。そういうのをね、簡単に補正で出していいのですかという素朴な疑問から、これ皆さんももう目を通してあるかと思うんですが、前回も同じようなことがあつて、前回もこの、前はパークゴルフの件ですね。そして、わざわざわかるように予算の考え方、補正予算とは。あの当時ね、このことについても大きく議論し、確認し合ったところなんです、この補正予算で許される今回の予算措置であるのかどうか、予算を上げた方に確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。補正予算のその基本的な要因と申しますか、それについては、前に遠藤議員ともいろいろ話をさせていただいた。例えば災害が発生した場合とか等々ございますけれども、今回はですね、その理由については、実際にその1回目の綱引き大会の時期の関係がありまして、1回目は2月3日の日に開催しました。2月3日の日に開催したときに、結構盛り上がりがあつて、皆さんの笑顔がこう見えてくる中で、あ、この人たちとだったらうまく第2回目の大会が開かれて、そして実行委員会というところもやれるのかなという、こう思いがある中で、要はその終わってから、そういう検証、反省をした次のタイミングで予算を上げようと思ったときに、当初予算のその編成の時期がもう既にこう終わっていたと申しますか、ということだったものですから、直近のこの6月の補正の議会で上げさせていただいたといったところが理由になります。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。そういう理由を背景を聞いてるんじゃないかと、そもそもその補正の対象になるんですかという素朴な疑問なんです。示されているこれもね、議員必携から抜き出したものなんです、補正ができる対象というのは一つ今言いましたように、1つは天災、災害発生により必要となったもの。2つ目は建設事業の設計変更等によるやむを得ないもの。3点目は、物価変動と経済事情の変化によるもの。4点目は、当初予算の積算を誤っていたため、それを是正するためのもの。というふうに挙げられているんです。この4点のうちどこに当たるか、確認します。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。ぴったりとした答えにはならないかもしれませんが、設計変更があつたため、これに伴う補正を必要とする場合に類推して、私は判断しました。設計変更というのは基本的には工事の設計変更ということ想定し

ての補正予算ということはこの場面では言っていると思いますが、今回その綱引き大会をやった時期が2月3日で、その内容をより具体的に見えてきた。要は内部的な原因、あるいは外的な原因ってあると思うんですが、そういう事実を踏まえて、事業の組み立てをやる必要があったという理由から、補正予算として編成させていただきました。

以上です。

9番（遠藤龍之君）はい。私はそれには全く当たらないと。これをこれからの話はお互いの立場でね、受けとめる。ただ、山元町の受けとめ方はそういうことなんだなど。非常にアバウトな、曖昧なようにでもとれるような解釈で補正の対応をしているということが明確になったということを町民の皆さんにも知っていただきたいと思います。

そしてさらにですね、また補正予算の留意事項、留意事項をね、みだりに補正を重ねることにより、年間予算の意義がなくなり、財政運営の一貫性が失われることになることから、必要最小限にとどめるべきでありというふうになっていきます。示しています。今回の場合ね、倍にもなっただかだか100万円だから、たかだか四十何万円だから、大したことはないだろうという見方も受けとめ方もあるけれども、事業の中身としてはね、大きく変更したと、先ほど確認したんですよね。そういう大きな事業の変化ですから、これはみだりに補正を重ねることにより、財政運営の一貫性が失われることなく、最小限にとどめるべきだというふうに言われているものがもう倍の値段ですからね。ということで、私はこれはね、補正の対象にはならない。このことが大きな問題をあらわしているのではないかと。

先ほど来の話で、実際にこの町の案が本当にこの実行委員会の組織というのもまだ決まっていない、決められない。あと先ほど来の中では、どれだけその検証をしているのかというの伝わってこない。2月にやっても時間不足でね、そしてこのくらいやってこの雰囲気がいいからという意味もわからないけれども、それがね、果たして本当に、実行委員会への変更については、当然町が中心となってそれを組織しなくちゃならないと思うんだけど、その際の町の案もどれだけかけて確認された中でその実行委員を募るのかどうかね。あまりにも大きな負担だったらみんな引くしとかね。そういういろいろな不安材料が残ったこの事業提案なんです。というふうに受けとめております。

まず、その前に、やはりこれが補正の対象になるのかならないのかというこの点、今後の対応も含めね、このものに対して、この事業に対して全く否定しているものでは、私はございません。金の使い方、これもまた、このね、手続上に問題があるのではないかと。こんなに簡単に重大なことがね、決められていいのか。そしてこの簡単に決められたことが私たちにね、提案されるわけですから。何回も言いますがけれども、そしてこれを認めることによって、我々はそういう何ていうかな、俺ね、言葉あんまり使いたくないんだ、ちょっと強い言葉になるとうまくないからあれなんだけれどもね。そういうこう不透明というかな、きちんとした形で提案されないものを認めなくちゃならない場面もあるんですよ、しかしながら、その結果、何か問題があったときには責任を議会に求められる。ということになるので、俺たちも本当に慎重にこのこういったものを見て、そして判断しなくちゃならないというふうに迫られているということもあるので、この辺はね、やっぱり今後、今後の課題にしたいと思うんですが、しっかりとね、考えてそして取り組んでほしい。これ去年の話だよ、ちょうどまだ1年もたっていないんです。去年9月の話だからね。このことについて十分皆さん検証をされているのかと。

町長はね、いろんなところでいろいろなしかるべき機関できちんとやっているということは、その都度明言されるわけですが、しかし、結果、結論から言うとね、そういうのが見えてこない。そして見えてこないことによって、本来ならばすんなり進むものがとまってしまうというような事態をずっと生み出しているんですよ。その辺はですね、多分に立場が違いますから、私の言っていることがね、認められない。そうではないというふうな態度、態度というか、多分にそういうふうなことになるかと思しますので、これ以上の求めはしませんが、ぜひ皆さんね、町長だけでなく、皆さん、こういうこの取り組み方については、ぜひ決まりどおり、ルールどおり進めていただきたいということをお願いいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第41号令和元年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13. 議案第42号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第42号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ275万2,000円を追加しまして、総額を18億2,544万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページお開きください。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書になります。こちら第1款総務費についてですが、第1目の賦課徴収費節で言うと13節委託料の増額補正となります。こちらは法改正に伴う国民健康保険税の電算システムの改修費用275万2,000円を増額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正額についてですが、ただいまのページの上段5ページになります。こちら第6款繰入金についてですが、こちら第1目基金繰入金において、ただいま歳出にてご説明いたしました国保税の電算システムの改修費用の増額補正に対応する額として財政調整基金からの取り崩しを増額計上してございます。金額については、歳

出補正額と同額の275万2,000円の増額補正となります。なお、今回の補正の財源は、財政調整基金で財源の手当てをしてございますが、例年どおりこのような法改正に伴う費用の負担は特別調整交付金等で交付される予定となっておりますので、今年度の交付要綱が決定し次第、県支出金での増額補正予算として、改めてご提案させていただき、財源の内訳の変更を後日行わせていただく予定でございます。

以上が今回の補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第42号令和元年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14. 議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第43号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、今回の補正は、介護特会全体の予算規模増減額をしているものではなくてですね、先ほどご可決賜りました介護保険条例の改正に基づきまして、歳入予算での増減措置並びに歳出予算においては財源内訳の変更を行うものでございます。

では、先に歳入予算の補正額についてご説明をさせていただきます。

お手元の議案書の5ページをお開きいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書になります。こちら第1款介護保険料第1目1号被保険者保険料についてですが、こちらは先ほどの条例改正に基づき試算した結果、679万4,000円の減額措置を行うものでございます。

次に、第7款の繰入金、こちらですが、ただいまご説明申し上げました歳入予算の第1款の保険料の減額分について、国県補助金等を財源とする一般会計からの繰入金並びに基金繰入金により合計で同額の679万4,000円を増額措置するものでございます。なお、こちらの下段のページの歳出予算の補正内容については、財源内訳の変更の

みとなります。

以上が今回の補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第43号令和元年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 委発第2号を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長菊地康彦君登壇願います。

議会運営委員会委員長（菊地康彦君）はい、議長。それでは、委発第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書につきまして説明を申し上げます。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第99条及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することから、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくために、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であり、過疎地域に住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されることは同時に都市部も含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものと考え、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。このことから、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものである。

なお、裏面に意見書の詳細が載っておりますので、ご参照願いたいと思います。

令和元年6月13日

山元町議会議長 阿部 均殿

提出者 議会運営委員会委員長 菊地康彦

以上でございます。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決します。
お諮りします。

議会運営委員会委員長から提出されたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

委発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回山元町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでございました。

午後3時12分 閉 会
